

令和7年度  
事務事業評価及び特定分野評価  
外部評価に関する建議書

令和7年12月

愛川町行政改革推進委員会

はじめに

愛川町行政改革推進委員会は、社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として設置され、所掌事項の1つとして、行政評価制度における外部評価に関することが定められております。

本委員会では本年度10月17日に4事業について外部評価を実施いたしましたので、その結果を建議します。

国全体が人口減少局面の中にあって、地方自治体の目の前には、地方創生、子育て支援、防災対策など、行政課題がまさに山積しています。本建議書が、愛川町の事務事業等のより効果的で効率的な執行への手がかかりとなり、行財政改革がさらに推進されることによりまして、各種行政課題へのスムーズな対応に寄与することを望みます。

令和7年12月

愛川町行政改革推進委員会  
委員長 牛山久仁彦

## 目 次

1	外部評価の位置付けについて.....	1
2	外部評価の実施方法について.....	1
3	外部評価結果の概要.....	1
4	対象事業ごとの外部評価結果.....	3
<b>参考資料 1</b>	愛川町行政評価制度実施要領（平成 25 年 4 月 策定）.....	16
<b>参考資料 2</b>	令和 7 年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法.....	22
<b>参考資料 3</b>	令和 7 年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領.....	27
<b>参考資料 4</b>	愛川町行政改革推進委員会の概要.....	29

## 1 外部評価の位置付けについて

外部評価は、「愛川町行政評価実施要領（平成25年4月策定）」において、自己評価、1次評価に次ぐ2次評価として位置づけられており、評価者は行政改革推進委員会と定められている。また、外部評価の内容は、「1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする」とされている。

## 2 外部評価の実施方法について

本委員会では、外部評価の実施にあたり、「令和7年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領」を定め、次のとおり評価を実施した。

- (1) 対象事業 4事業（事務事業評価2件、特定分野評価2件）
- (2) 評価体制 委員会全体で評価のとりまとめを行った。
- (3) 評価の流れ 対象事業1事業あたり30分で、事業等所管課による説明、質疑、意見交換、まとめの順でヒアリング及び評価を行った。
- (4) 評価の視点等 妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点を基本としながら、ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断した。

## 3 外部評価結果の概要

事業番号	事業名	評価	今後の方向性に係る意見等
1	友好都市交流事業費	現状維持	引き続き本事業を実施しつつ、本事業によって両町の相互理解や交流意識の醸成がどの程度図られているか、アンケートなどを実施し、エビデンスを収集したうえで、必要に応じて内容の整理・見直しを検討していただきたい。
2	新婚生活支援補助金	現状維持	引き続き事業を実施しつつ、子育て支援や定住促進は町の重点施策であることを踏まえ、より多くの方が本補助制度を活用し、少子化対策の強化に資するよう、

			制度の効果的な周知方法や町独自の上乗せ補助などについて、研究・検討をしていただきたい。
3	急傾斜地安全対策工事等補助金	改善	本補助金が重要であることは間違いがないが、現状では効果的に実施が出来ているとは言い難い。いつ発生してもおかしくない災害に備え、土地所有者に本補助金の活用を促すため、分かり易い資料を作成するとともに、積極的な周知・啓発活動を行うなどの改善をしていただきたい。
4	畜産振興事業費	改善	農業者団体等による畜産振興に資する活動を支援するため、本事業における補助率見直しや、畜産会の意見を確認した上で、より発展性のある補助制度への見直しを検討するなど、事業を改善していただきたい。

#### 4 対象事業ごとの外部評価結果

① 事業番号	1	② 事業名	友好都市交流事業費
③ 事業の目的	昭和62年2月5日提携の友好都市長野県立科町と愛川町の両町の理解と親睦を深めるため、教育、文化産業等の相互交流を実施するもの。		
④ 事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設利用助成金（助成券）の交付 立科町内の協定宿泊施設を利用する際の宿泊費の一部を助成</li> <li>・ 立科町交流バスツアーの実施 町民を対象とした立科町へのバスツアーを平成27年度から実施</li> <li>・ 「立科町えんでこまつり」への参加 8月に開催される「立科町えんでこまつり」に参加し、愛川町の特産品紹介や組紐体験を実施</li> <li>・ 愛川町ふるさとまつりへの招待 愛川町ふるさとまつりへ立科町を招待し、りんご即売会、御泉水太鼓の披露を実施</li> </ul>		
⑤ 実績	成果指標	宿泊助成券利用者数	
	実績値 (R6)	207人	
⑥ ヒアリングの 主な内容	<p>○愛川町が友好都市の協定を結んでいる自治体は、立科町以外にあるのか。 ⇒過去には、愛の町交流という「愛」の文字が付く自治体間で交流がありましたが、現在、友好都市として機能しているのは立科町のみです。</p> <p>○教育・文化・産業等の多様な相互交流とあるが、バスツアーや両町のお祭りへの参加以外に、何か交流を行っているのか。 ⇒中学生による青少年交流や愛川町の一周駅伝に立科町チームの参加、文化展において作品の相互展示などの交流を行っています。産業については、えんでこまつりにおいて、卵菓屋のプリンや過去には半原のネクタイといったものを販売していました。</p> <p>○制度改正に伴い、運転手1人での対応が難しいとのことだが、このバスツアー自体は人気があるのか。 ⇒毎年80人～90人ほど集まり、一定の人気はありますが、特定の方が毎年応募されている実態もあり、そういったものも含めて、事業を一度改めるべきではないかと考えています。</p> <p>○この事業に需要が無いということであれば、廃止が妥当と考えるが、運転手の問題については、お金はかかるが運転手を2人にするとか、1泊2日にすれば解決するわけだから、それを理由にはしないほうが良いと思う。 ⇒少なくとも現状では、立科町の各所を巡ることが難しいことなどから、毎年のバスツアーは廃止させていただき、5年、10年等の節目に1泊2日のツアーにするとか、宿泊助成を増額するなど、メリハリをつけたものとしたと考えています。</p> <p>○総務課の事業以外の部分について、青少年交流というお話しがあった</p>		

	<p>が、これ教育委員会が担当しているのか。</p> <p>⇒生涯学習課が担当し、中学生の交流事業を行っております。</p> <p>○バスツアーについて、リンゴ狩りがメインとなっているが、その他のものはないのか。</p> <p>⇒制度改正前は、比較的スケジュールに余裕がありましたことから、ジャム作り体験や立科町の名所を巡っていました。</p> <p>○リピーターが多いという話があったが、募集にあたり、初めて参加する方を優先されるような方式をとっているのか。</p> <p>⇒過去の参加実績は勘案せず、抽選という形をとっており、コロナ禍以前は倍率も高く、抽選に漏れた方はお断りさせていただいておりました。コロナ禍以降は、募集人数に対して応募人数がほぼ同数となっていることから、お断りをするような状況に至ってはおりません。</p> <p>○運転手の問題については、費用対効果の面もあるが、他の委員が言われたように、お金はかかるが2人すれば良いということになるので、これ理由にこの事業を廃止するという考えは難しいと思う。また、事業の目的と効果として、この事業を実施することにより相互の理解に繋がるとか、災害時に助け合うといった友好都市の住民同士の意識が醸成されるのであれば、この事業に一定の効果があったと考えられるが、それでもなお廃止とするような理由はあるのか。</p> <p>⇒バスツアー自体を否定するものではありませんが、総務課の予算の見合いの中で、なかなか運転手の増というのは難しく、バスツアーの内容が縮減され、利用者も年々固定化していく中で、事業を一度整理し、より効果的な事業としたいという考えがあります。</p> <p>○この友好都市交流事業の効果として、友好都市との交流意識が醸成されて、町民が自主的に交流することが効果の一つだと思うので、このような税金が投入されたツアーには参加するが、自己負担では友好都市を訪れないままとなっているのであれば、それは効果が無かったことになるのではないかと。</p> <p>○いま、委員が言われたことはもっともだと思われるが、効果が無かったかどうか判断するエビデンスが無い状況になっているので、何らかの形でエビデンスを得る必要があると思われる。</p> <p>○例えば、住民意識調査に友好都市に関する項目を作って、町民の意識が醸成されているか定期観測する必要があると思う。</p>
<p>⑦主な意見</p>	<p>○委員長が言われたように、こうした交流事業の効果に係るエビデンスを収集する必要があると思われる。中学生の青少年交流であればその感想文であるとか、バスツアー参加者にアンケートを実施するだとか、この事業だけで判断するのではなく、町同士の全体の交流がどの</p>

程度の効果があるのかを確認したうえで、判断するべきだと思う。

○事業を継続して良いと思うが、金銭面でも労働面でも、町の負担を軽くしたほうが良いと考える。

○様々な課題が見えてきたと思うが、個人的には継続したほうが良いと思う。立科町は魅力的な観光地であるとともに、ふるさとまつりでは多くの町民がリンゴを楽しみにしている状況が見受けられる。将来的に交通事情が緩和されることも考えれば、運転手の問題も解決するのではないかと。

○学校教育の分野など、多くの分野で交流を行っているとのことであったが、いわゆる一般町民を対象としたものは、バスツアーがメインとなっている。しかし、今のバスツアーの内容を見ると、リンゴ狩りと食事程度にとどまっていることから、内容の見直しをするとともに、先ほど話に出たアンケートを実施する必要があると考えるが、事業担当課においても、事業の見直しを検討しているとのことなので、現時点では、現状維持が良いかと思われる。

○何年か前に参加したが、実際に訪れると興味が湧いて、自分でも立科町について調べたりしたことから、多少なりとも効果があるのではないかと感じているため、現状維持が良いと考える。

⑧委員会の採決		□実施した    ■実施していない				
⑨委員会での採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
⑩委員会の最終評価	現状維持					
⑪今後の方向性に係る意見等	引き続き本事業を実施しつつ、本事業によって両町の相互理解や交流意識の醸成がどの程度図られているか、アンケートなどを実施し、エビデンスを収集したうえで、必要に応じて内容の整理・見直しを検討していただきたい。					

① 事業番号	2	② 事業名	新婚生活支援補助金
③ 事業の目的	結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に、住居費及び引越費用の一部に対して、補助金を交付する。		
④ 事業の内容	対象者からの申請に基づき、「愛川町新婚生活支援補助金交付要綱」に沿って審査を行い、最大30万円（夫婦ともに29歳以下の対象者には最大60万円）までの住居費用等を助成する。		
⑤ 実績	成果指標	支給決定数（夫婦ともに29歳以下分）	
	実績値(R6)	4人	
⑥ ヒアリングの 主な内容	<p>○前提として、町補助金の要件となっている世帯収入や年齢等については、国や県からの補助要件がベースになっていることから、この内容を変えてしまうと国や県から町への補助金が無くなってしまいう事ではよろしいか。</p> <p>⇒県の補助要件から外れた部分については、町単費での対応となる。</p> <p>○委員長の話しの続きとなるが、愛川町独自の補助、例えば上乗せなどは無いのか。</p> <p>⇒愛川町独自の部分については、町単費の負担となってしまうことから、現状では実施していない。</p> <p>○県の制度に準じるだけでは、厚木市に来て、愛川町に来て、清川村に来て同じになってしまう。その中で愛川町を選んでいただくためには、愛川町の知恵と工夫でこの制度に何か魅力を上乗せする必要があるのではないか。</p> <p>⇒この補助制度については、平成29年度から実施をしているが、当時では、町と県西部の一部の自治体しか実施していなかったことから、県内でも珍しい制度でありました。令和5年度に、県の補助率が増加したことに伴い、実施する市町村が増加してしまったことから、委員が仰られるように独自性が失われてしまったところでもあります。</p> <p>○一次評価などで、町単費で上乗せするなどの議論はなかったのか。</p> <p>⇒一次評価に限った話ではないが、議会の常任委員会などでも、一般財源を増やす等の意見はありまして、現在、研究・検討をしているところでもあります。なお、本制度は、神奈川県内33市町村のうち12市町村のみが実施している状況であり、概ねどの市町村も同じ補助内容となっています。</p> <p>○制度の利用は一人一回までか。</p> <p>⇒再婚であっても新婚であれば、対象となる。</p> <p>○補助要件の中に、いずれも39歳以下とあるが、結婚のスタイルもどんどん変わってきており、歳の差婚も珍しくなくなっている。そうしたことも踏まえて、町単独での補助になろうかと思うが、片方が</p>		

	<p>40歳を超えていても補助対象とするなどといった検討も必要ではないか。</p> <p>⇒この補助金の目的の一つに、若い世代に対して支援を行い、お子さんを産んでいただいて、町に定住していただくという面もあります。もちろん若い世代というのが何歳まで、という難しい線引きもありますが、現在では県の要綱に従った基準としております。</p> <p>○この補助金については、婚姻届が出される際に制度案内をしているのか。</p> <p>⇒婚姻届が出されたタイミングや転入された方、ホームページ等で案内を行っています。</p> <p>○補助対象住宅に居住し、とあるが補助対象住宅は具体的にどのようなのか。</p> <p>⇒一戸建てやアパートといった建物の種類に制限はないが、愛川町に在る住宅が対象となります。</p> <p>○基本的な補助内容は、他市町村と同列になるので、どのように周知するかが重要になってくると思われる。このほか、申請する夫婦に子どもがいても大丈夫か。</p> <p>⇒大丈夫です。</p> <p>○先ほど県下では12市町村が実施しているとあるが、実施していない自治体は、類似の制度が存在するのか。</p> <p>⇒他市町村の類似の制度までは把握できていないが、例えば横浜、川崎などといった大都市については、こうした制度がなくとも移住者は増加しているため、制度を創設していないものと思われます。</p> <p>○提出書類に貸与型奨学金の返済金額がわかる書類があるのはなぜか。</p> <p>⇒所得金額からの控除に算入するため、提出していただいている。</p> <p>○実績を見ると、令和6年度が6件となっている。参考までに当該年度の婚姻届を出された人数はわかるか。</p> <p>⇒調べれば分かる内容ではありますが、現時点では数値の把握は出来ておりません。</p>
<p>⑦主な意見</p>	<p>○愛川町は、子育てをしやすい町というのを町長も標榜されていることから、結婚を機会に愛川町に移り住むこの制度は、大いに活用すべきと考える。例えば、持ち家のほうが圧倒的に定住率は高くなりますので、戸建て住宅の取得費であれば上乗せをすとか、制度に扶助費的な役割もあるとは思いますが、収入が多ければそれだけ町の税収増にも繋がるわけですから、所得制限超えた世帯も町単費で対象にするとか、加えて、制度のPRについても、公費を投じてでも拡充していく必要があると考えます。</p>

	<p>○制度自体は現状維持としつつ、PR方法については工夫の余地があると思うので、検討していただきたいと思う。</p> <p>○一次評価にもあるとおり、定期的に補助金の見直しを検討しているとのことなので、今のところは現状維持で良いと思う。他の委員の意見でもあったが、制度のPRは婚姻届の提出時や町の広報、ホームページでの周知に留まっているため、そこに改善の余地があるとは思いません。</p> <p>○とりあえずは現状維持で良いと思うが、今後も制度について研究していただき、改善できるところは改善などして、この制度をより多くの町民に知ってもらおうと良いと考える。</p> <p>○私は、今の多様化する婚姻の状況を鑑みると、ある程度の歳の差があっても珍しくないため、年齢制限を外れた分は単費で補助するなど、制度を改善しても良いと考える。</p> <p>○愛川町の特色の一つであるが、私の周辺でも外国籍の世帯が増えてきており、比較的若い世帯が多く見受けられることから、多言語を用いて、外国籍住民に対しても制度をアピールできると良いのではないかと。</p>
--	--

⑧委員会の採決		■実施した    □実施していない				
⑨委員会での採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	5人	1人	1人	0人	0人	0人
⑩委員会の最終評価	現状維持					
⑪今後の方向性に係る意見等案	引き続き事業を実施しつつ、子育て支援や定住促進は町の重点施策であることを踏まえ、より多くの方が本補助制度を活用し、少子化対策の強化に資するよう、制度の効果的な周知方法や町独自の上乗せ補助などについて、研究・検討をしていただきたい。					

① 事業番号	3	② 事業名	愛川町急傾斜地安全対策工事等補助金
③ 事業の目的	補助対象土地(補助対象範囲)の所有者または占有者で自ら補助対象工事を行う個人を対象に、がけ崩れの防止及び災害による被害の復旧または危険な立木の伐採等に係る費用の一部を補助することで、災害に強いまちづくりを推進する。		
④ 事業の内容	<p>がけ崩れの防止及び災害による被害の復旧に係る工事または危険な立木の伐採等に係る費用の一部を補助するもの。</p> <p><b>【補助額】</b></p> <p>(1) 安全対策工事 工事費用の 1/3 (上限 300 万円)</p> <p>(2) 危険木伐採 伐採費用の 1/2 (上限 30 万円)</p>		
⑤実績	成果指標	補助金交付件数	
	実績値(R6)	3 件	
⑥ヒアリングの 主な内容	<p>○補助金の前提条件、対象エリアについて伺いたい。急傾斜地崩壊危険区域が対象となるのか。</p> <p>⇒急傾斜地崩壊危険区域だけでなく、土砂災害警戒区域やそれと同等の危険があると町が認める土地が対象となる。</p> <p>○町から該当する土地所有者に対し、積極的に補助制度の活用を促すことはしているのか。</p> <p>⇒安全対策工事については、道路課の職員全てが急傾斜地等に対する知見があるわけでもなく、技術職も限られていることなどから、土地所有者に対し、積極的に活用を促すことはしておりませんが、土地所有者から相談があった場合は、現地確認の上、補助制度の紹介をしております。また、斜面地において、ナラ枯れ等によって危険木と判断されるものについては、土地所有者に適正な管理をお願いする通知に併せ、本補助制度のチラシや要綱、申請書などを同封し、送付している。</p> <p>○一次評価の中に、一層の周知啓発に努めるとあるが、具体的な対応案はあるか。</p> <p>⇒今年度、非常に倒木が多かったこともあり、町の広報誌においても、実際に町で発生した被害状況がよくわかる写真を掲載するなど、土地所有者に対して、他人事ではなく、自分の事と捉えていただく意識を醸成したいと考えている。また、委員さんが仰られたように、相続等により、遠方の方が土地を所有しているケースが増えてきており、土地所有者が愛川町に所有する土地の現状を把握しておらず、財産管理に対する意識が希薄化しているため、このあたりを今後どうしていくかが課題と捉えています。</p> <p>○この話は愛川町に限ったものではなく、土地所有者が当該自治体にい</p>		

ないケースは増えてきている。しかし、これを放置してしまうと、相続等で所有者がより遠くに、より多人数に散らばることも考えられるので、何らかの形で積極的な周知・啓発が必要になってくると考えます。

○この補助金自体は大変重要なもので、今後の災害等に備えるためにも必要だと思われるが、ここで審議しなければいけないのは、この補助事業の有効性だと思われる。評価シートの中で、有効性・効率性がC評価とされていることを踏まえると、補助事業としては、ここまでお金をかけなくても良いのではないかと考えられるが、それでも自己評価を「現状維持」した理由は何か。

⇒耐震に係る補助金などもそうですが、災害の発生状況等の外的要因によって申請数の増減が如実に表れるものとなっています。平時ですと、なかなかこの補助金に対しても町民の意識が向けられることは少ないですが、土砂災害や倒木がニュースで報じられたり、台風等による被害が顕著な年は、この補助金に関する相談や問い合わせが急増する傾向にありますことから、いつ発生するかわからない自然災害に備えて、少なくとも現状の予算額は確保したいものであります。

○他の委員さんが言われたように、制度自体のPRが上手くいっていないように感じる。技術的な内容を多く含んだ制度となっているため、自分の土地や樹木が対象となるかならないか、なかなか判断がつかないので、一般町民に対しては、手厚いフォローをしていかないと、なかなか実績が増えていかないとと思われる。

○危険な地域・箇所に住まわれている世帯数等は把握されているのか。  
⇒世帯数は把握できておりませんが、道路パトロールの中で、倒木の恐れがあると思われる樹木ですとか、崩れそうな斜面地といった箇所は把握しており、個別に土地所有者に対して通知を行っています。

○利用者数が少ないと思われるが、相談数自体が少ないのか、それとも相談後に現地確認をした結果、該当しないケースが多いのか。

⇒相談を受けて現地確認を行ったものについては、概ね補助対象となるものが多いが、一部については、補助対象とならないものもあった。

○補助額や補助率の拡大を図るとあるが、他市町村の状況は把握されているのか。

⇒厚木市などでは、ナラ枯れに特化した補助金もあるが、限度額については20万円となっており、おおむね似たような状況になっている。高額なところでは50万円といった自治体もあったが、その分対象となる要件も厳しいものとなっている。また、安全対策工事については、補助対象としている所は少ない状況となっております。

⑦主な意見

- この事業が大事なことは分かるが、現状として有効性・効率性がC評価となっていることに対して、それでもなお評価を「現状維持」とする理由が見えてこない。「現状維持」とするのであれば、平時からこの補助金を活用してもらえるように、何かしら工夫すべきではないか。
- 災害対策に関する事業を何もやっていないというわけにはいかない。ので、とりあえず制度を設けてはいるが、積極的な周知はしていない状況となっている。最終的に土砂崩れや倒木によって町道が閉塞された際には、所有者の有無の問題もあるが、少なくとも一時的には町の負担で処理することになるかと思うので、やはり積極的な周知・啓発はすべきと考える。
- 表面的な予算では、特定財源が入っていないため単独事業であるかと思うが、こういった制度を設けることによって、交付税算定されている可能性もあるため、そういったことであれば削減しなくても良いのではないか。
- ヒアリング時に他の委員の意見でもありましたが、急傾斜地という言葉が難しい印象を持たせている。町民に対し、対象エリアを図示するとか、分かり易く周知をしていかないと、相談待ちでは実績は増えていかないとと思われるので、事業名も含めて抜本的に再構築すべきと考える。
- この補助金自体はやはり必要な物だと思うが、かといってこのまま現状維持というわけにはいかないと考える。町民一人ひとりがこの補助金を理解してもらえるように、周知方法やチラシ等について、改善すべきではないか。
- 9月の防災月間の際に、ハザードマップ、防災マップのようなものをよく見かけるので、そういった地図に対象エリアを落とし込むなど、分かり易いものにしてほしい。
- なかなか自分の所有地が補助対象となるかどうか把握できないと思うので、この補助金を多くの町民に活用していただくために、町の方から情報提供をしてほしいと思う。ただ、実際に補助対象となる土地を所有していた場合、やはりこの補助金に頼ることになるかと思うので、補助金自体は現状維持で良いと思う。

⑧委員会の採決

■実施した      □実施していない

⑨委員会での採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	2人	0人	3人	0人	2人	0人

⑩委員会の最終評価	改善	
⑪今後の方向性に係る 意見等案	<p>本補助金が重要であることは間違いないが、現状では効果的に実施が出来ているとは言い難い。いつ発生してもおかしくない災害に備え、土地所有者に本補助金の活用を促すため、分かり易い資料を作成するとともに、積極的な周知・啓発活動を行うなどの改善をしていただきたい。</p>	

① 事業番号	4	② 事業名	畜産振興事業費
③ 事業の目的	<p>①農業者団体等による畜産振興に資する活動を広く支援することを目的としている</p> <p>②愛川町内における酪農の振興発展を図るため、高能力牛の確保及び家畜の改良繁殖を目的としている</p>		
④ 事業の内容	<p>①愛川町畜産会において、畜産振興を図るために実施される活動運営に要する経費に対して補助を行っている。また、同会会員が飼養する家畜伝染病予防接種に係る経費について補助を行っている。</p> <p>②町内に住所を有し、酪農業を営んでおり、優良牛及び優良受精卵を導入した者に対し、その費用の一部の補助を行っている。</p>		
⑤実績	成果指標	町畜産農家飼養頭羽数	
	実績値 (R6)	636, 599 羽	
⑥ヒアリングの 主な内容	<p>○資料に家畜農家の状況が載っているが、それぞれが所在する地域を教えてください。</p> <p>⇒酪農に関しては半原及び角田地区、養豚については角田地区及び三増地区、養鶏については三増地区になります。</p> <p>○1次評価の意見において、前回の事務事業評価を受け、再構築した補助金が現在活用されていない状況にあるとされているが、これはどういう内容なのか。</p> <p>●本事業は、先ほど担当課から説明があった3つの補助金の他に、畜産の振興に資する活動に対して補助を行う「畜産振興対策事業補助金」という制度が存在するが、1次評価にあるとおり令和5年度から活用されておらず、予算化されていない状況にあるものです。</p> <p>○内容は分かったが、予算化されていない、つまり評価シート上で数値化されていないものに対して、なかなか意見は言い難い。</p> <p>○優良牛・優良受精卵導入補助金について、上限額が25,000円の制度であるが、それに対して予算額が19,000円となっているのはなぜか。前年度の予算査定の段階である程度金額が把握できるようなものなのか。</p> <p>⇒この補助金については、事前に畜産農家の動向を確認するとともに、過去の決算額等を勘案して19,000円としている。</p> <p>○もう一つ、予防接種の補助金ですが、予算額180,000円となっているが、実際の予防接種にはどの程度の費用がかかるのか。</p> <p>⇒昨年度の実績となるが、鶏の組合を1事業者と捉えると、4事業者で実施されており、総額で109万10円の費用が発生している。</p> <p>○今後発展性のある事業への見直しを検討する必要があるとあるが、これは予算の拡充を図るものか。</p>		

	<p>⇒例えば、優良牛・優良受精卵の補助については、物理的に牛を飼っている酪農農家しか対象にならないものであるが、対して予防接種の補助については、予防接種自体が法定のものであることから、これを手厚くするなど、より多くの畜産事業者が多少なりとも恩恵を受けることができるので、そういった考えも必要かと考えております。</p> <p>○畜産会の会員は11人（団体）で全てか、差し支えなければ会長と副会長を教えてください。</p> <p>⇒会長は篠崎農研さん、副会長は服部牧場さんとなっております。</p> <p>○愛川町の畜産農家は、全体数こそ少ないが、経営規模は比較的大きく、それぞれが創意工夫をしてブランド化を図っているように思える。いくらかの補助金はあったほうが良いとは思いますが、時代の流れもあって、こうした畜産会や補助金は不要になってきているのではないかと。</p> <p>⇒畜産会という組織、こういった同業種の集まりの横のつながりは必要と考えます。コロナを契機にお休みしていたが、過去にも先進・優良事例の視察なども行っておりますし、酪農・養豚・養鶏とそれぞれが縦割りになってしまうと、畜産業界全体の課題、担い手不足や環境問題などに対する取組や対策にばらつきが出てまいりますし、町としてはやはり畜産全体を盛り上げていきたい思いがありますので、こうした補助金に限らず、何かしらの支援を行う際に、畜産会という組織があることで、円滑に行うことができると考えています。</p> <p>○畜産会の事務局はどこでやっているのか。</p> <p>⇒町の農政課が事務局を担っております。</p> <p>○厚木市、清川村に畜産会は存在するのか。</p> <p>⇒把握しておりません。</p> <p>○今後も引き続き、農政課で事務局を担っていくつもりか。</p> <p>⇒現在のところはその予定です。</p> <p>○来年11月にJA県央愛川がJAあつぎに合併されますが、それを見据えて、厚木市や清川村の農政部局との連携など、現在のところでは何か考えがあれば教えてください。</p> <p>⇒JAの合併については、今後事業を進めていく中でその影響が表面化してくると思われるが、本事業にあるような補助金の措置について、影響が出ないように、各自治体の農政部局と情報共有しながら、対応する必要があると考えています。</p>
<p>⑦主な意見</p>	<p>○服部牧場、海老名畜産、中央養鶏など、大きな経営体が多く、畜産会によらずとも自立していると思われるため、畜産会会員の意見を確認した上で、本事業を廃止しても構わないと考える。</p>

○優良牛・優良受精卵の導入に対する経費補助や飼育する家畜に対する予防接種に係る経費の補助を見ると、補助金の補助率が非常に低いと思うので補助率を見直すほか、担当課が説明されたように、より発展性のある補助制度への見直しを検討する必要があるのではないか。

○先ほど、畜産会の事務局について愛川町は町の農政課であるとのことであったが、厚木市ではJAあつぎが担当しているのではないかとと思われる。令和8年度にJA県央愛川はJAあつぎに合併することになるので、こうした畜産会に対する補助金について、厚木市の畜産会には支払われるが、愛川町の畜産会には支払われないということにならないよう留意していただきたい。

○なかなか評価が難しい、現状の予算で成果指標が横ばいを維持できているのであれば、このままでも良いかと思うし、畜産振興という目的を達成するのであれば、もう少し経費を投じるべき事業と考える。

○この少額の補助金で、あの大きな経営体の企業に対して、効果が上がっているのか疑問である。

○大きな経営体は申請されていないからこの実績となっている可能性もある。しかしながらこの補助をバツサリ無くしてしまうと、少なからず影響は出てしまうと思うので、この制度を改善していくことが良いと考える。

⑧委員会の採決		□実施した    ■実施していない				
⑨委員会での採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
⑩委員会の最終評価	改善					
⑪今後の方向性に係る意見等案	<p>農業者団体等による畜産振興に資する活動を支援するため、本事業における補助金の補助率見直しや、より発展性のある補助制度への見直しを検討するなど、事業を改善していただきたい。</p>					

## I. 行政評価制度の導入目的

### 1 導入の背景

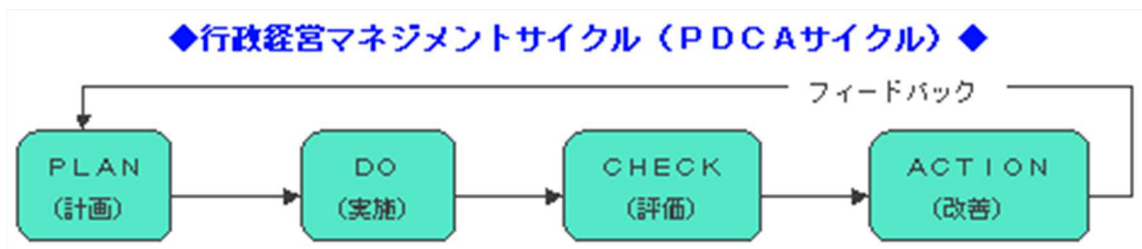
昨今の非常に厳しい経済情勢は、本町にも多大な影響を及ぼしており、非常に厳しい財政状況が続いている。このような状況においては、事業の選択と集中を図るなど、限られた資源を有効に活用し、効率的な行財政運営に努めることが求められる。

また、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、協働の一層の推進が求められているなど、町民との良好な関係を築く上でも、町が説明責任を果たすことが重要である。

こうしたことから、行政評価の導入を「愛川町行政改革大綱第2次改定版」（平成15年度～平成17年度）に位置づけたほか、「愛川町自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）」（平成16年条例第1号）により実施、評価結果の公表、及び当該評価結果の町政運営への反映について義務付けているものである。

### 2 導入の目的

愛川町行政評価制度（以下「行政評価制度」という。）は、限られた行政資源（人、財源、物）を効果的に活用していくために必要な「計画～実施～評価～改善」のマネジメントサイクルを行政活動に取り込むとともに、町民参加・情報共有という自治基本条例の趣旨にのっとり、評価結果を積極的に公表することによって、町民等への説明責任を果たすとともに、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すことを目的とする。



## II. 行政評価制度の概要

### 1 基本的な方針

行政評価制度では、自治基本条例に定める目的を実現する観点のほか、行政評価そのものの効果を踏まえ、次の5点に留意するものとする。

#### (1) 効果的かつ効率的な町政運営（自治基本条例）

効果的かつ効率的な町政運営に資するため、行政評価制度は、客観的に現状を分析し、何を改善すべきかを直感的に判定する機能を持つものとする。

#### (2) 評価結果の公表（自治基本条例）

行政評価の結果を分かりやすく公表し、町民との情報共有を図ることとする。また、行政の透明性を確保し、説明責任を果たすことで、住民参加を推進していくための仕組みとして発展させていくものとする。

#### (3) 政策等への反映（自治基本条例）

総合計画や予算編成と有機的に連携することで、行政評価の結果を町の政策等へ反映する。具体的には、行政評価の結果を、実施計画の策定や予算査定の際に活用するほか、総合計画の進捗管理との連携を図るなどの取組みを行うものとする。

#### (4) 簡易で機敏な評価システムの構築

行政評価は、いわば事業の効果測定であり、その意味では行政評価も含めて一体の事業と認識すべきものである。しかしながら、常に改善の視点を持って業務に取り組む観点から、評価シートの簡素化、他の様式等との共通化、過剰な手続の排除等、職員に必要以上の負担を強いることの無いよう、行政評価制度の不断の改善に取り組むものとする。

#### (5) 職員の意識改革と人材育成

これからの町政運営に携わる職員は、常にコスト意識を持ち、町民等からの貴重な税収の有効な利用に一層努めることが求められる。このため、行政評価の実施により、職員の意識改革を促すとともに、次代の職員の育成に資することを意図して行政評価制度を常に改善していくものとする。

## 2 行政評価制度の枠組み

行政評価制度は、次の枠組みによるものとする。

### (1) 事務事業評価と施策評価

行政評価制度では、個々の事務事業の成果・活動状況を把握し、改革・改善すべき課題を抽出し、改善するための事務事業評価に加え、事務事業の上位に当たる施策レベルからの評価を行う「施策評価」を行うこととする。

施策評価と事務事業評価を行うのは、事務事業は「施策目的を実現するための手段」であることから、施策レベルの視点から成果を評価することで町が目指す姿に近付いているかを認識し、施策目的の実現のために何が必要か分析した上で個々の事務事業を評価することで、より効率的な町政運営を実現するためである。

### (2) 行政評価制度と総合計画・予算編成との連動

総合計画の進行管理、予算編成等においては、事務事業評価の結果を活用することとなる。具体的には、各担当部課での事務事業評価の自己評価を踏まえ、行政評価制度を所管する行政推進課及び総合計画を所管する企画政策課、予算編成を所管する財政課による事前調整後、庁内行政評価委員会による2次評価を実施した後、行政改革推進本部において、事務事業の方向性を協議・決定し、その方向性を実施計画策定及び次年度の予算編成方針に反映する。また、施策評価の結果については、第7次総合計画策定の際に活用するものとする。

このように、行政評価制度では、総合計画・予算編成との連動を制度的に担保し、客観的な視点による資源の選択と集中を図るものである。

### (3) 評価の視点の多様性の確保

行政評価制度では、町職員による自己評価にとどまらず、学識経験者や町民等がそれぞれの視点で施策・事業等について外部から評価することにより、評価の客観性を確保するものである。

### (4) 評価手法の応用

行政評価制度は、事務事業評価及び施策評価に限らず、特定の課題に対応

する場合等、現状を把握し対応を検討する際に積極的に活用するものとする。

### Ⅲ. 行政評価制度の詳細

#### 1 実施する行政評価の種類

本町においては次の行政評価を実施するものとする。ただし、特定の分野に限った評価も適宜実施することができるものとする。

(実施する行政評価)

	行政評価の種類	内容	実施する時期
1	施策評価	総合計画の基本計画（「節」のレベル）単位で、主に目標の達成状況について評価し、次の基本計画策定や施策を構成する事務事業の精査に活用するもの。	基本計画の計画期間が開始してから3年を経過した後
2	事務事業評価	原則として予算書における子事業の単位で、施策目標の達成に当該事務事業が与える効果について評価し、事業の取捨選択、実施内容の見直しに活用するもの。	毎年度
3	特定分野評価 (事務事業評価の1つの形態)	補助金、イベント、扶助費等、何かしらの課題を有し、予算書における子事業の単位よりも細かい単位で評価することが必要なものにつき適宜評価を行い、廃止や見直しに活用するもの。評価の手法は原則として事務事業評価と同様とする。	原則として毎年度

#### 2 対象とする施策、事業等

1に掲げる行政評価の対象は次のとおりとする。

	行政評価の種類	対象とする施策、事業等
1	施策評価	原則として総合計画に掲載するすべての施策を対象とする。
2	事務事業評価	施策評価や総合計画の進捗状況調査等により評価を行うことが適当であると認められた事業、又は総務部長が特に評価を行う必要があると認めた事業を対象とする。
3	特定分野評価	事務事業評価と別に評価を行う必要がある特定の分野における事務等で、総務部長が必要と認めるものを対象とする。

### 3 評価の実施体制

行政評価は、原則として次の体制により行うものとする。

評価の段階	評価者	内容
自己評価	施策、事業等を所管する所属の長（複数の所属が関係する施策については最も関係が深い所属の長とする）	所定の様式を用い、成果やコストに関するデータを入力することで判定される評価に対し、改善等の方向性を決定する。
1次評価	庁内行政評価委員会	自己評価の結果について妥当性をチェックするほか、政策的な整合性等について判断した上で、改善等の方向性を検討する。
2次評価 （外部評価）	行政改革推進委員会	2次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする。
改善策の決定	行政改革推進本部会議	2次評価の結果を受けた最終的な改善策を決定する。

### 4 評価の手法

行政評価は、実施する年度の前の年度までの実績について評価する。

行政評価を実施するに当たっては、原則として次の2種類の指標を設定し、客観的な事実により成果を評価するものとする。ただし、施策、事業等の性質により成果指標を設定することが困難な場合にはこの限りではない。

なお、指標の設定については、行政推進課が調整を行うことができるものとする。

指標の種類	説明
成果指標 （アウトカム指標）	事業の実施等により町が目指す状態となっているかを客観的に示すための指標。 なお、成果指標であっても、最終的な状態を示すのに適した指標と中間的な状態を示すために適した指標があるため、行政評価の種類により使い分けるものとする。 例) 交通安全教室参加者数（中間的指標） 交通事故による死亡者数（最終的指標） 等
活動指標 （アウトプット指標）	成果指標に係る数値を向上させるために必要な活動の状況を客観的に示すための指標。 例) 交通安全教室開催回数 等

※ 目的を達成するためにどの程度の資源を投入したのかを示す投入指標（イ

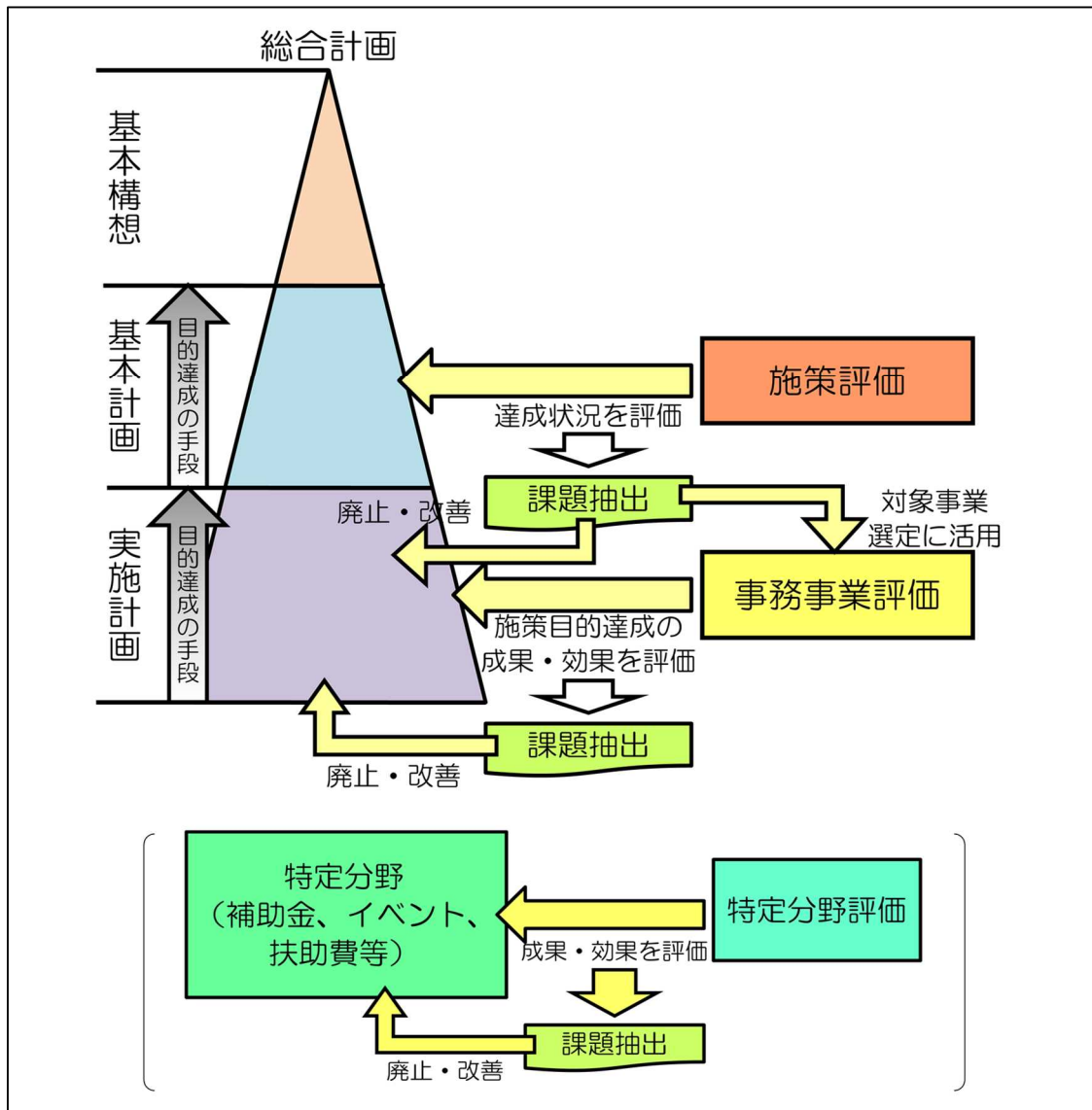
ンプット指標)については、人件費も含めた総事業費とし、原則として個別に設定はしないものとする。

- ◎ 実際の評価の際の、評価項目(評価の視点)、評価基準、評価区分、スケジュール、評価シート等の詳細については、評価実施時に総務部長が通知するものとする。

### 5 結果の公表

2次評価を受け、行政改革推進本部会議により改善策が決定された後、改善策も含めた評価結果を町政情報コーナーにおいて閲覧に供するほか、町ホームページ上で公表するものとする。

### 6 行政評価制度体系図



## 参考資料2 令和7年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法

### 1 目的

「愛川町行政評価制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとおり、行政へのPDCAサイクルの導入、町民へ説明責任を果たすこと、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すため、事務事業評価及び特定分野評価を実施するもの。

### 2 評価対象事業

別添「令和7年度事務事業評価及び特定分野評価対象事業一覧表」のとおり。なお、評価対象事業の選定は、次の基準により行った。

#### (1) 評価対象とする事務事業

ア 所管課から、評価対象事業として提案のあった事務事業

イ 一層の効率性向上や予算削減効果が求められる事務事業（施設維持管理経費、各種事務事業委託経費など）

ウ 事業効果が住民ニーズに沿ったものとなっているか、検証する必要がある事務事業（少子化高齢化、環境対策、経済対策、生活・交通基盤整備、防災対策、生涯学習など）

エ 総合計画等の計画どおり、円滑に実施できているか検証が必要な事務事業（各計画に基づく事務事業：福祉、健康、環境、都市、消防防災、教育など）

オ その他評価が必要な事務事業（新規開始から概ね3年以上が経過した事務事業など）

カ 特定分野評価は上記ア～オに該当する補助金であって、原則として1件5万円以上のものについて行う。

#### (2) 評価対象から除く事務事業

ア 過去に対象となったもの（概ね3年以内）

イ 事務事業の性質から、評価になじまないもの（報酬、給与費、謝金、交際費、一般管理経費等、国・県委託事業、義務的負担金、法定扶助費、基金積立金、償還金・還付金、償還金利子、繰出金、その他計画的な施設建設や改修・復旧事業など）

#### (3) 対象事業の件数

効率的・集中的に評価を行うことにより実施効果を高めるため、令和7年度にあたっては10件を対象事業とした。

### 3 評価の流れ

実施要領に定めるとおり、内部評価として自己評価及び1次評価を実施した後、外部評価として2次評価を実施する。2次評価の結果を踏まえ、行政改革推進本部会議において改善策を決定する。

#### 4 評価項目（評価の視点）

次の4つを評価項目とする。それぞれの項目について判定基準に基づき、A、B及びCの評価とする。

##### (1) 妥当性

「そもそも」行政が実施する必要がある事業か、公費を投入して実施することが妥当な事業か等について、次の8つの基準を満たすか否かにより判定する。

基準	説明
法令等で義務付けられた事業である	単に法令（＝法律、政省令、条例）に位置づけられているのではなく、実施が義務である場合は○。根拠が町の規則や要綱のみの場合は×
民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	町が事業・サービスを廃止しても、民間が同種の事業・サービスを実施でき、町民が利用できると考えられる場合は×
民間サービスはあるが町内への進出が不可能と思われる場合は○。	
国や県において実施している事業との重複がない	国、県が町と同種類の事業・サービスを実施しており、対象者が重複して、又はいずれかを選んで利用できる場合は×
同種類の事業があっても、対象者が明確に分かれていて重複、選択の余地がない場合は○。	
事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	事業開始時から変わらず町民ニーズがある場合は○。町民ニーズが低下している場合や、ニーズはあるが事業開始時と異なる内容になっている場合は×
事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	時間帯、場所の設定によって、事業・サービスの対象が相当程度限定されてしまう場合は×
受益に応じた負担は適正である	受益者負担が低すぎる、又は高すぎる場合は×
受益者負担なしであっても、負担なしが妥当な事業の場合は○。	
事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である	事業の実施効果を受ける人が不特定多数の場合は○。直接の対象者は少数でも、不特定多数の人への波及効果がある場合は○。
事業・サービスの対象者の日常生活に必要不可欠な事業である	もし当該事業・サービスがなくなったら、対象者の日常生活に支障を来すと考えられる場合は○。

##### (2) 有効性

事業等の実施効果を、目標達成の成否及び基準年度との比較により判定する。令和6年度の目標を達成していなくても基準となる年度よりも成果が向上してい

る場合や、反対に基準となる年度よりも成果が悪化していても令和5年度の目標を達成しているのであれば、一定程度評価する。

(3) 効率性

より費用をかけずに成果を挙げているかとの観点から、基準年度との成果及び費用の組み合わせにより効率性を判定する。

(4) 有用性

事業等の効果（成果）が総合計画の節（施策）の目的達成に貢献している度合について、施策の目的達成に対する事業等の効果が直接的か間接的か、また、総合計画の同じ節に属する他事業等と比較した優先度（重要度）により判定する。

5 評価区分

(1) 評価の項目ごとの評価の区分

評価の項目ごとの区分及び判定基準は次のとおりとする。

妥当性	A	基準を満たす項目が75%以上（6～8項目）
	B	基準を満たす項目が50%以上75%未満（4～5項目）
	C	基準を満たす項目が50%未満（0～3項目）
有効性	A	成果指標についての令和5年度の目標を達成し、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標についての令和5年度の目標を達成しているが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している</li> <li>・成果指標についての令和5年度の目標を達成していないが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している</li> </ul>
	C	成果指標についての令和5年度の目標を達成しておらず、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している
効率性	A	成果が向上していて、費用も縮減できている
	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用が増加しているが、費用の増加率よりも成果の向上率の方が高い</li> <li>・成果が低下しているが、成果の低下率よりも費用の縮減率の方が高い</li> </ul>
	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果が向上しているが、成果の向上率よりも費用の増加率の方が高い</li> <li>・費用を縮減しているが、費用の縮減率よりも成果の低下率の方が高い</li> <li>・費用が増加し、成果も低下している</li> </ul>

有用性	A	効果が「直接的」で優先順位が「高」である
	B	効果が「直接的」で優先順位が「低」、または効果が「間接的」で優先順位が「高」である
	C	効果が「間接的」で優先順位が「低」である

(2) 総合評価の区分

評価項目の判定により自動判定する評価の区分は次のとおりとする。

評価の項目の内訳	評価の区分
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが4つ</li> <li>・ Aが3つ、Bが1つ</li> <li>・ Aが2つ、Bが2つ</li> </ul>	良好に実施できている
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが1つ、Bが3つ</li> <li>・ Bが4つ</li> </ul>	改善の余地がある
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが2つ、Bが1つ、Cが1つ</li> <li>・ Aが3つ、Cが1つ</li> <li>・ Aが2つ、Cが2つ</li> <li>・ Aが1つ、Bが2つ、Cが1つ</li> <li>・ Aが1つ、Bが1つ、Cが2つ</li> <li>・ Bが3つ、Cが1つ</li> </ul>	改善すべき点がある
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aが1つ、Cが3つ</li> <li>・ Bが2つ、Cが2つ</li> <li>・ Bが1つ、Cが3つ</li> <li>・ Cが4つ</li> </ul>	廃止も含めた検討が必要

(3) 自己評価の区分

自己評価については、総合評価を踏まえ次の6つの区分に評価するものとする。

なお、総合評価は1つの客観的な基準により自動判定する性質のものであることから、原則として評価を踏まえるが、特に総合評価が妥当性を欠くことが明確で、その理由を示すことができる場合には、「特記事項」の欄に必要な事項を記載したうえで、自己評価の結果を記載するものとする。

区分	内容
現状維持	引き続き現行の事業等を実施すべき
拡充	他の事業を縮小してでも、現行の事業等に資源を集中し、目的の達成を促進すべき
改善	現行の事業等を残し、事業等の内容を改善することで、目的の達成を図るべき
縮小	過剰に投入されている資源を縮小するべき

再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の事業等を廃止し、別の方法により、目的の達成を図るべき</li> <li>・ 事業等の実施を民間等に委ねるべき</li> </ul>
廃止	事業等の実施を取り止めるべき

- (4) 1次、2次評価及び町の最終方針決定時の区分  
それぞれ前段階までの評価結果を踏まえた評価結果については、自己評価と同一の区分とする。

## 6 評価結果の活用

### (1) 実施計画策定時

1次評価終了時から活用し、行政改革推進本部会議において町の最終方針及び改善策が確定した後、その内容を確定版の実施計画に反映するものとする。

### (2) 予算編成時

令和8年度予算査定は、行政改革推進本部会議において決定した町の最終方針により行うものとする。

## 7 公表

### (1) 評価結果及び町の最終方針等

町の最終方針確定後、最終方針に沿って作成する改善計画書と合わせて、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

### (2) 2次評価（外部評価）結果

外部評価を実施した事務事業等の評価結果については、上記(1)以前であっても、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

以上

### 参考資料3 令和7年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領

#### 1 目的

町民や学識経験者などの外部からの視点により、1次評価の結果の妥当性をチェックし、評価の妥当性をより高めるために実施するもの。

#### 2 対象事業

事務事業評価及び特定分野評価（補助金、イベント）のうち、4事業を対象とする。内訳は次のとおり。

(1) 事務事業評価	2事業（全5事業）
<u>(2) 特定分野評価（補助金、イベント）</u>	<u>2事業（全5事業）</u>
合計	3事業（全10事業）

なお、対象事業の選定にあたっては、1次評価までの結果を踏まえ、町として外部評価の実施を希望する事業を選定することを基本とし、行政改革推進委員会から特に希望がある場合には委員会の意向を踏まえるものとする。

#### 3 評価体制

行政改革推進委員会委員により、対象事業のヒアリングを行い、評価並びに方向性に係る意見を決定する

#### 4 評価の実施方法

(1) 1事業あたり30分でヒアリング等を実施する。具体的な流れは次のとおり。

No.	項目	内 容	時間
1	説明	事業等所管課からシートの内容（事業の目的、内容、成果、自己評価結果と理由）を中心に説明	5分
2	質疑	事業等所管課の説明における不明な点などについて質疑	10分
3	意見交換	質疑を踏まえて、評価者（各委員）がどのような方向性とすべきと考えたか表明し、意見交換する	10分
4	まとめ	意見交換を踏まえ、当該事業の評価及び方向性に係る意見を決定する ※委員長が取りまとめる。評価が分かれる場合は多数（同数の場合は、委員長が決定）	5分

※ 2の質疑と3の意見交換は明確に分けられない場合も多いため、20分の中で適宜行う。所管課は委員から促されるまで退席しない。

(2) 評価の視点等

ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断する。

(事務事業評価シートは、妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点で評価を行う仕組みとしており、外部評価においてはこれらの視点を参考として取り扱う。)

5 その他

- (1) 外部評価の結果は「建議書」として取りまとめ、委員会から町長に提出後、町がホームページ等で住民に公表するものとする。
- (2) 委員個人または所属する団体等が利害関係を有する事業を担当せざるを得ない場合で、評価(案を含む)を多数決により決することとなった場合には、委員は当該事業の採決に加わることができないものとする。また、個人や団体の利益を代表するような意見を表明することも差し控えるものとする。

以 上

## 参考資料4 愛川町行政改革推進委員会の概要

- 設置根拠 愛川町附属機関の設置に関する条例  
愛川町行政改革推進委員会規則  
(地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関)
- 設置目的 社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。
- 所掌事項
  - (1) 行政改革大綱の策定及び総合的な推進に関すること。
  - (2) 行政評価制度における外部評価に関すること。
  - (3) その他行財政運営の簡素・効率化の推進のために必要な事項
- 委員名簿 (10月17日 現在)

No.	氏名	選出区分	
1	こざの しげ お 古座野 茂 夫	公募による町民等	
2	お ぐら ひろ みち 小 倉 弘 道		
3	うし やま く に ひこ 牛 山 久仁彦	学識経験者	明治大学政治経済学部教授
4	お なが よう こ 翁 長 陽 子		前町行政改革推進委員会委員
5	ば ば しげ かつ 馬 場 滋 克		元町職員 (総務部長)
6	ほん だ たか ひさ 本 田 孝 尚	企業の経営 に携わる者	中央労働金庫愛川支店支店長
7	こ そ ね きよし 小 曾 根 潔	関係団体等 の代表者	町農業委員会 農地部会長
8	あ ら い ひで あき 荒 井 英 明		神奈川県内陸工業団地協同組合 専務理事
9	い い やま よし ひろ 飯 山 良 弘		愛甲商工会事務局長
10	あま の あい こ 天 野 あい子		町民生委員児童委員協議会女性代表
11	さい どう か な 齋 藤 華 菜		町PTA連絡協議会 ガーディアンズリーダー